議案第83号 三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号。以下「法」という。)の施行に伴い、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」(昭和32年政令第283号)が改正されるため、本件条例についても規定の整備を行うもの。

【関係法令】

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める 政令(昭和32年政令第283号)第4条

【内 容】

法附則第10条により、婦人補導院法(昭和33年法律第17号)の廃止が行われていることから、本件条例第6条第1項各号を削除し、規定の整備を行うもの。

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

なし

【その他】

なし